

第 2 - 4

省令第 13 条区画

## 省令第 13 条区画編

### <省令 13 条区画とは>

省令 13 条区画とは、**省令第 13 条第 1 項**及び**第 2 項**で定める一定の区画を有するものをいい、政令第 12 条第 1 項第 3 号及び第 12 号はスプリンクラー設備の設置を要する部分から除外できることとし、同第 4 号、第 10 号及び第 11 号はスプリンクラー設備の設置基準の床面積から 13 条区画された部分の面積を除外し、スプリンクラー設備の設置の要否を判断できるものである。

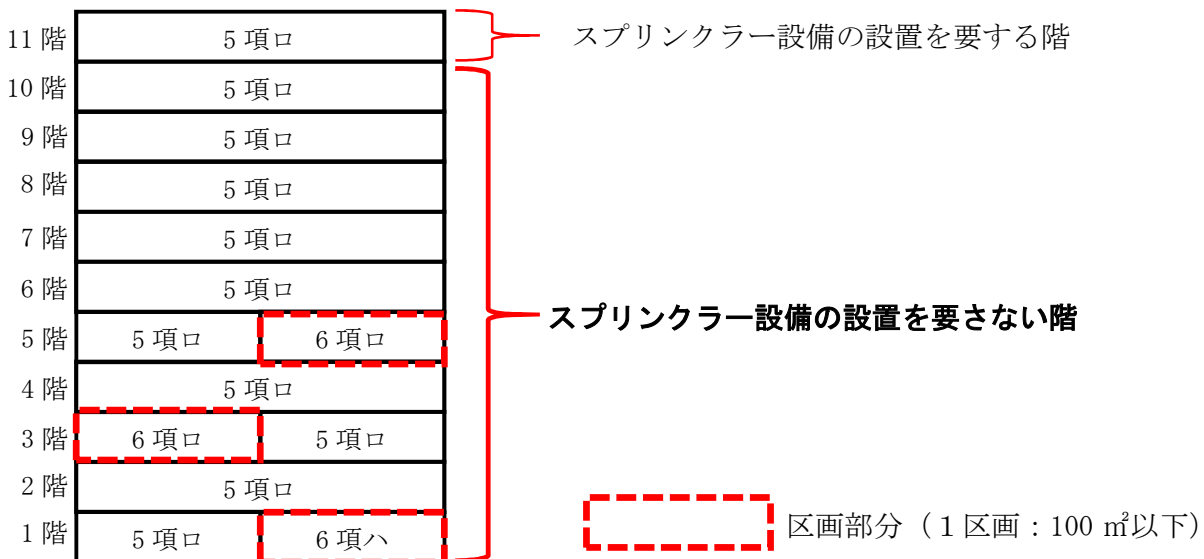
### ・省令第 13 条第 1 項に定める区画の考え方

設置対象を定める条文		用途及び階数等の制限	免除要件
政令第 12 条第 1 項	【第 3 号】 右欄に掲げる 11 階以上の 16 項イ	5 項ロと 6 項ロ・ハ（有料老人ホーム等に限る。）のみ 10 階以下の階 ※例図のとおり	<b>10 階以下に存する 6 項ロ・ハ部分を 13 条 1 項 1 号区画</b> した場合は、 <b>10 階以下にスプリンクラー設備の設置を要さない。</b>
		5 項イ・ロと 6 項ロ・ハ（有料老人ホーム等に限る。）のみ 10 階以下の階	<b>10 階以下に存する 5 項イ、6 項ロ・ハ部分を 13 条 1 項 1 の 2 区画</b> した場合は、 <b>10 階以下にスプリンクラー設備の設置を要さない。</b>

※但し、以下のいずれかに該当する場合は規則 13 条 1 項区画を適用できない。

- ・ 5 項イ、6 項ロ・ハの床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上となる階（10 階以下の階に限る。）で、当該部分が存する階
- ・ 5 項イ、6 項ロ・ハが存する階で当該部分の床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の地階、無窓階
- ・ 5 項イ、6 項ロ・ハが存する階で当該部分の床面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上存する 4 階以上 10 階以下の階

### 《例図》



・省令第13条第2項に定める区画の考え方

設置対象を定める条文		免除要件	適用不可
政令第12条第1項	【第3号】 11階以上の特定防火対象物	<u>階又は部分（全体を含む。）</u> を13条2項区画した場合は <u>当該階又は部分の</u> スプリンクラー設備の設置を除外できる。	次の用途及び階には規則13条2項区画は適用できない ・2項、4項及び5項ロ ・地階、無窓階
	【第12号】 全ての防火対象物で11階以上の階	<u>11階以上の階</u> を13条2項区画することでスプリンクラー設備の設置を除外できる。	
政令第12条第1項	【第4号】 特定用途に掲げる防火対象物のうち、平屋建以外の防火対象物で4項及び6項イ(1)～(3)は延べ3,000㎡以上、その他は延べ6,000㎡以上のもの	<u>階又は部分を</u> 13条2項区画することで、 <u>当該区画部分以外の床面積の合計が3,000㎡又は6,000㎡未満とした場合は</u> 、スプリンクラー設備の設置を除外できる。	
	【第10号】 16項イで、特定用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡以上のものうち、当該部分が存する階	<u>特定用途に供される部分を</u> 13条2項区画することで、 <u>当該区画部分以外の床面積の合計が3,000㎡未満とした場合は</u> スプリンクラー設備の設置を除外できる。	
	【第11号】 一定床面積以上の地階、無窓階又は4階以上10階以下の階	<u>設置対象となる階の全部又は一部を</u> 13条2項区画することで、 <u>当該部分の床面積を一定床面積未満とした場合は</u> スプリンクラー設備の設置を除外できる。	

※特定用途：1項から4項、5項イ、6項及び9項イに掲げる用途

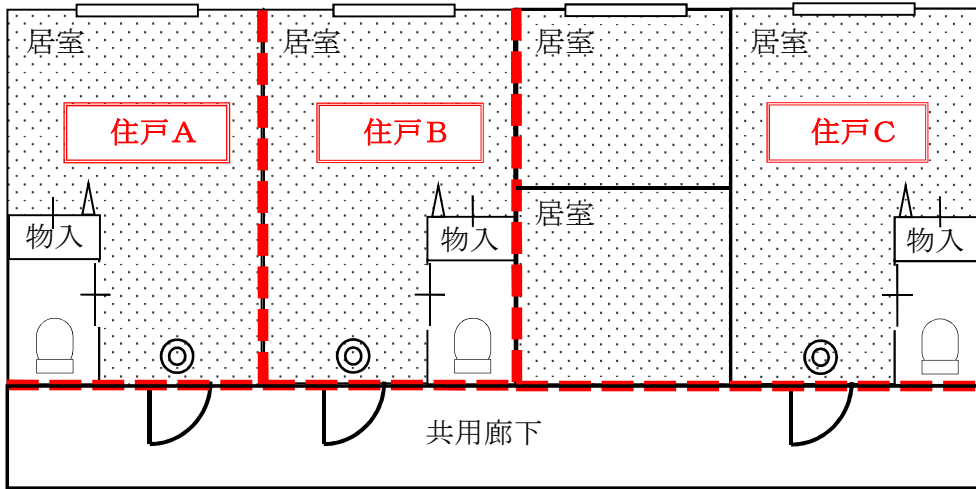
1 省令第13条第1項第1号から第2号に定める区画等の要件

条文	省令第13条第1項		
	第1号	第1号の2	第2号
用途・規模等	11階以上の特定防火対象物		
	5項ロと6項ロ・ハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、共同生活援助を行う施設に限る。）からなる16項イの6項ロ・ハ部分	5項イ・ロと6項ロ・ハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、共同生活援助を行う施設に限る。）からなる16項イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模特定用途複合防火対象物で次に掲げる部分以外の部分</li> <li>・6項イ(1)及び(2)</li> <li>・6項ロ(1)及び(3)</li> <li>・6項ロ(2)、(4)及び(5) (介助がなければ避難できない者を主として入居させるもの以外のものは275㎡以上のもの)</li> </ul>
対象となる階	10階以下	同左	同左
居室の区画	3階以上の階に存する場合は耐火構造の壁及び床、1-2階は準耐火構造の壁及び床	耐火構造の壁及び床	-
壁及び天井の内装	避難経路となる廊下等は準不燃材料、その他の部分は難燃材料	同左	-
区画する壁及び床の開口部面積	合計8㎡以下かつ1の開口部が4㎡以下	同左	-
開口部に設ける防火戸	特定防火設備である防火戸（2階以下は防火設備） <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シャッターは不可（廊下と階段を区画する部分を除く。）</li> <li>・自動閉鎖装置付き又は煙感知器連動閉鎖式（避難経路に設けるものは直接手で開くことができる自動閉鎖式で幅、高さ、床面からの高さが75cm以上、1.8m以上、15cm以下）</li> </ul>	特定防火設備である防火戸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シャッターは不可（廊下と階段を区画する部分を除く。）</li> <li>・自動閉鎖装置付き又は煙感知器連動閉鎖式（避難経路に設けるものは直接手で開くことができる自動閉鎖式で幅、高さ、床面からの高さが75cm以上、1.8m以上、15cm以下）</li> </ul>	-
出入口以外の開口部	鉄製網入りガラス入り戸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二方向避難可能な部分に設置</li> <li>・直接外気に開放されている廊下、階段、通路に面する</li> <li>・合計面積が4㎡以内</li> </ul>	同左	-
区画された部分の床面積	合計100㎡以下	5項イ、6項ロ・ハの用途に供する各独立部分がいずれも100㎡以下	-

## 2 省令第13条第1項の区画の取扱い

### (1) 13条区画例①

<平面図>



— — — — — : 省令第13条第1項の区画として差し支えない区画線

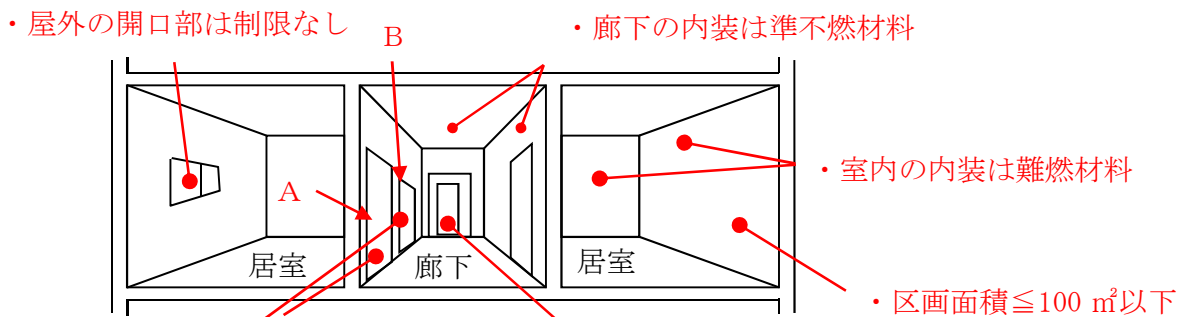
◎ : 特定防火設備又は防火設備

▨ : 居室部分

- ・住戸ごとに13条区画を設ける場合、当該住戸内のトイレ、洗面所及び物入れ等は、一体として一の居室と捉えて差し支えない。
- ・一の住戸に複数の居室を含むものであっても、住戸を一の居室として捉えて差し支えない。

### (2) 13条区画例②

<立面図>



- ・防火設備(3階以上の階に存する場合は特定防火設備)  
 随時閉鎖又は煙感知器と連動して閉鎖(防火シャッターは不可)  
 $A \leq 4 \text{ m}^2$     $B \leq 4 \text{ m}^2$   
 $A+B \leq 8 \text{ m}^2$

- ・防火設備(3階以上の階に存する場合は特定防火設備)(防火シャッター可)

くぐり戸大きさ 幅 $\geq 75\text{cm}$ 、高さ $\geq 1.8\text{m}$ 、床面から下端までの高さ $\leq 15\text{cm}$

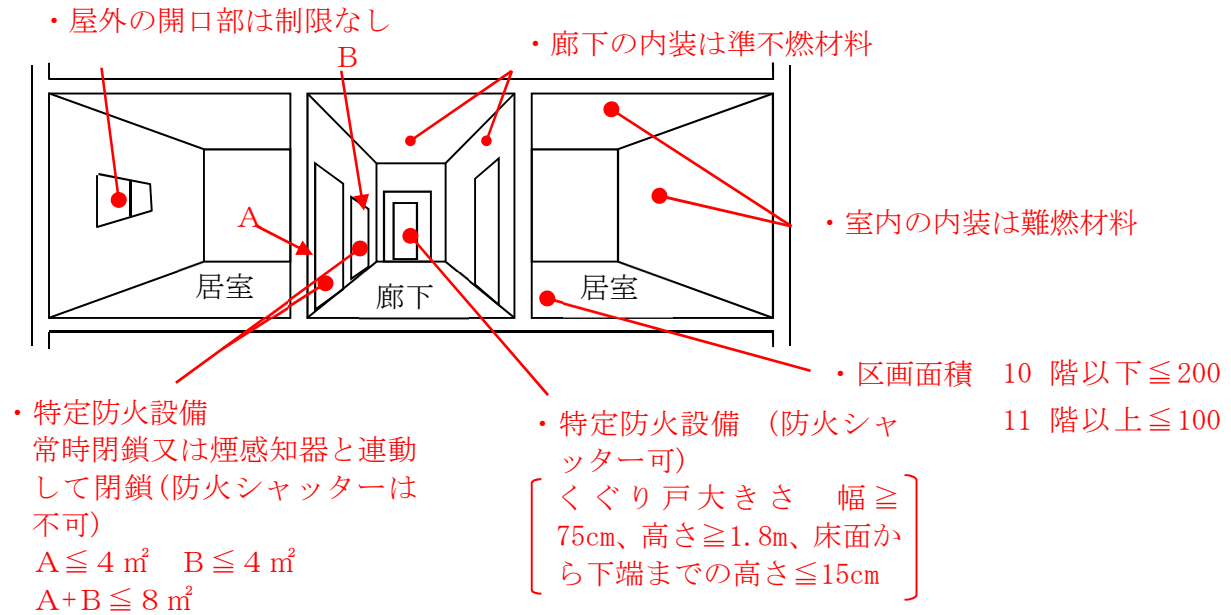
### 3 省令第13条第2項第1号及び第2号に定める区画等の要件

条文	省令第13条第2項	
	第1号	第2号
用途・規模等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定防火対象物で11階以上、3,000㎡以上、6,000㎡以上などの防火対象物</li> <li>※地階、無窓階は対象外</li> <li>※2項、4項及び5項口部分が存するものは対象外</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火構造の壁及び床で区画された部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火構造の壁及び床で区画された廊下</li> </ul>
主要構造部の構造	耐火構造	同左
壁及び天井の内装	避難経路となる廊下等は準不燃材料、その他の部分は難燃材料	同左
区画する壁及び床の開口部面積	合計8㎡以下かつ1の開口部が4㎡以下	-
開口部に設ける防火戸	特定防火設備である防火戸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火シャッターは不可（廊下と階段を区画する部分を除く。）</li> <li>・自動閉鎖装置付き又は</li> <li>・煙感知器連動閉鎖式（避難経路に設けるものは直接手で開くことができる自動閉鎖式で幅、高さ、床面からの高さが75cm以上、1.8m以上、15cm以下）</li> </ul>	同左
出入口以外の開口部	鉄製網入りガラス入り戸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二方向避難可能な部分に設置</li> <li>・直接外気に開放されている廊下、階段、通路に面する</li> <li>・合計面積が4㎡以内</li> </ul>	同左
区画された部分の床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10階以下の部分は200㎡以下</li> <li>・11階以上の部分は100㎡以下</li> </ul>	-

#### 4 省令第13条第2項の区画の取扱い

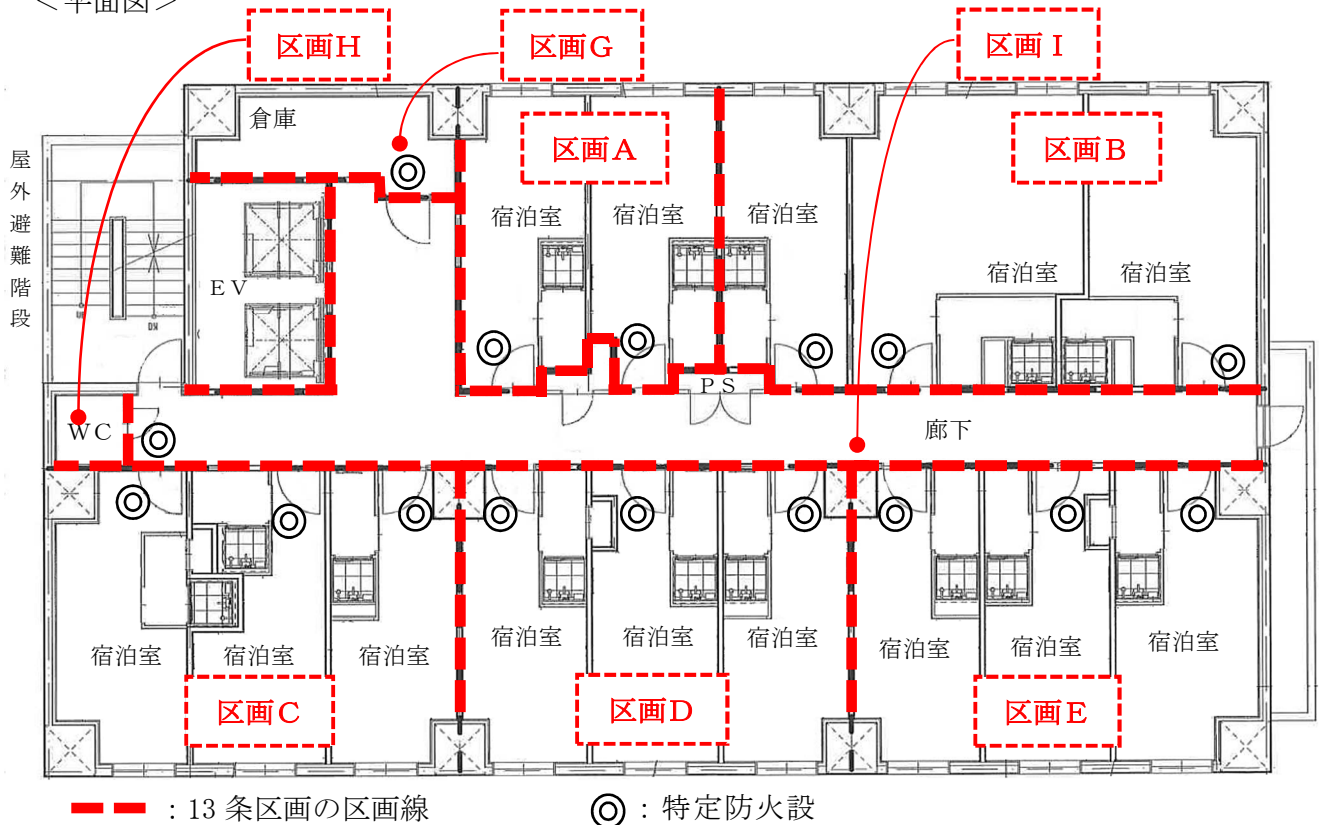
##### (1) 13条区画例①

<立面図>



##### (2) 13条区画例② (10階以下)

<平面図>



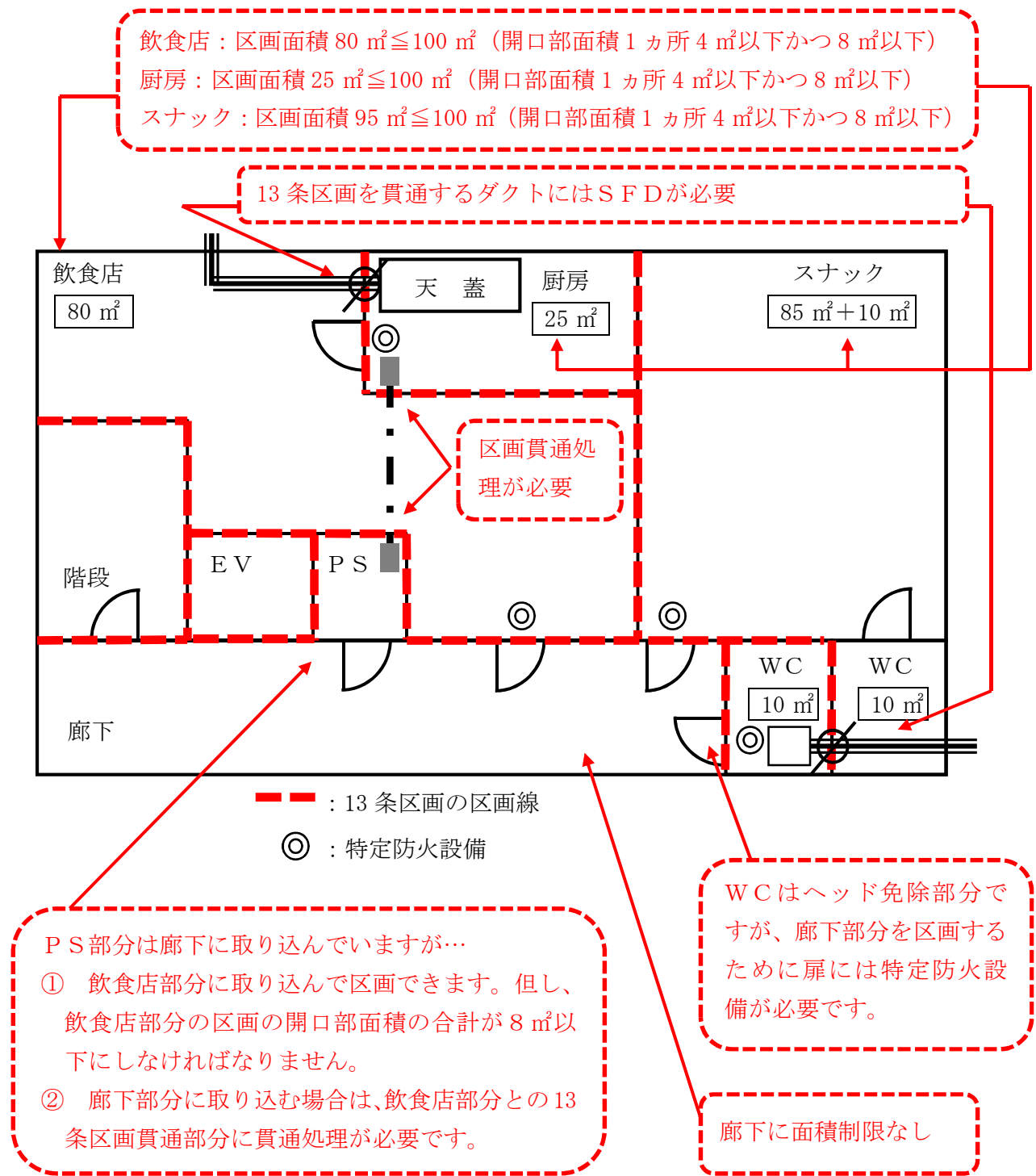
区画A～E：宿泊室を  $200 \text{ m}^2$ 以下ごとに区画 (開口部は1ヵ所  $4 \text{ m}^2$ 以下かつ合計  $8 \text{ m}^2$ 以下)

区画G、H：倉庫やWCは廊下部分と区画 (ヘッド免除部分も区画が必要)

区画I：廊下部分の区画には面積制限なし

※PSは廊下の区画又は宿泊室の区画のどちらに取り込んでも良い

(3) 13条区画例③ (11階以上)





## 5 13条区画の取扱い

1 から 4 の他、必要事項は以下のとおり。

- (1) 区画する壁・床の構造について、準耐火構造とは建基政令第 107 条の 2 で規定する準耐火性能、耐火構造とは建基政令第 107 条に規定する耐火性能を有すること。
- (2) 換気ダクト等が区画を貫通する場合には、SFD（スモークファイアーダンパー）を設置すること（13 条第 1 項第 1 号の一部については、FD（ファイアーダンパー））。
- (3) 火気設備等の排気筒のように、区画を貫通する部分に SFD（FD）を設置できないものには、区画貫通後の排気筒を屋外貫通部まで次表によるラッキング（下表）をすること。
- (4) 区画を貫通する配管及び電気配線等の取扱いは、「6 省令第 13 条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」による。

排気筒の種類	排気筒の材質	施工方法
特定防火設備に該当するラッキング		
一重式排気筒	ステンレス板	Rw30 <sup>≧</sup> + 鋼板1.3 <sup>≧</sup> ・Rw40 <sup>≧</sup> + 鋼板1.0 <sup>≧</sup> Rw50 <sup>≧</sup> + 鋼板0.7 <sup>≧</sup> ・Rw60 <sup>≧</sup> + 鋼板0.4 <sup>≧</sup>
給排気筒	ステンレス板	Rw30 <sup>≧</sup> + 鋼板1.1 <sup>≧</sup> ・Rw40 <sup>≧</sup> + 鋼板0.8 <sup>≧</sup> Rw50 <sup>≧</sup> + 鋼板0.5 <sup>≧</sup>
防火設備に該当するラッキング		
一重式排気筒	ステンレス板	Rw20 <sup>≧</sup> + 鋼板0.6 <sup>≧</sup> ・Rw30 <sup>≧</sup> + 鋼板0.3 <sup>≧</sup>
給排気筒	ステンレス板	Rw20 <sup>≧</sup> + 鋼板0.4 <sup>≧</sup>

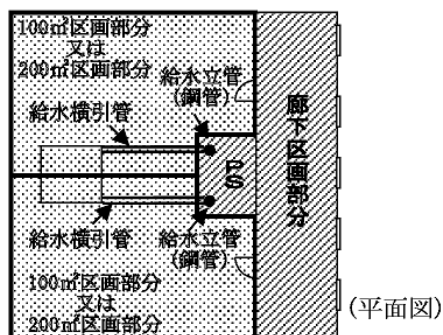
## 6 13条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い

- (1) 省令第 12 条の 2 区画、省令第 13 条区画、省令第 30 条の 2 区画、条例第 43 条第 1 項第 2 号区画（以下「省令第 13 条区画等」という。）を貫通することができる配管等
  - ア 一般財団法人 日本消防設備安全センターの性能評定（以下「性能評定」という。）を受けた給水管、排水管及びこれらに付随する通気管、空調用冷温水管、冷媒管、暖房用温水管及び給湯管、ガス管等であり、これには電気配線が含まれるものであること。
  - イ 鋼管の給水管。
 

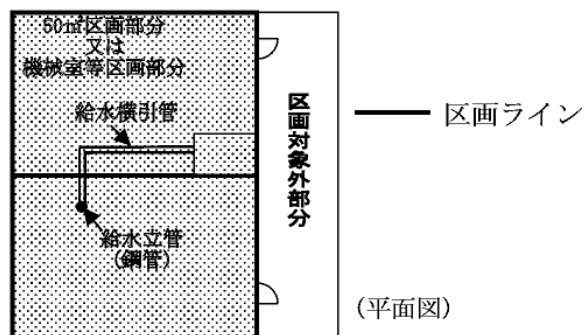
鋼管の給水管の区画貫通処理については、次の施工方法によることができるものとする。

立管は全て鋼管とし、区画を貫通する横引管については、次の施工とすることができるものとする。

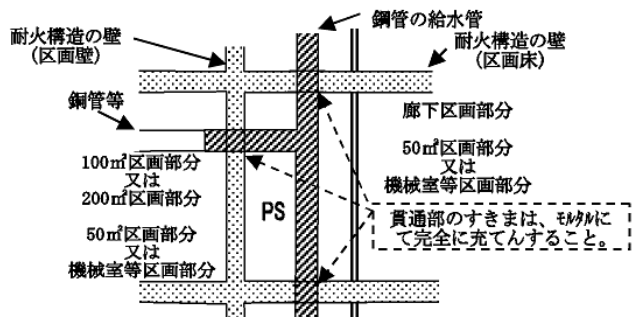
●省令第13条区画、条例第43条第1項第2号区画等



●省令第30条の2区画等



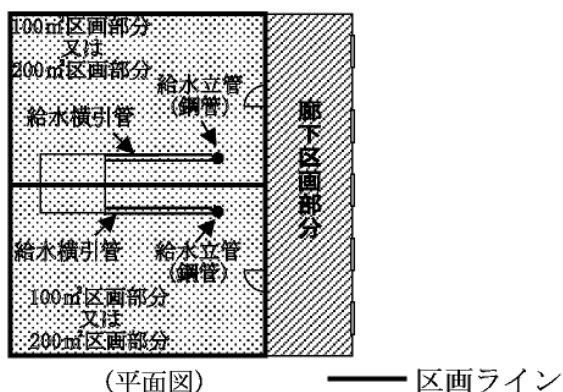
(立面断面図)



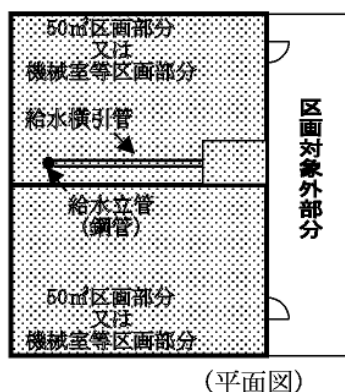
※ 鋼管の施工範囲は、パイプシャフトから区画部分の区画壁を貫通する部分までの横引き配管を鋼管とし、貫通部分の鋼管は可燃性被覆をはがし（防食テープ巻は可）、貫通部のすきまをモルタルにて完全に充てんすること。

ただし、次図のように区画内に鋼管の立管が施工される場合は、区画内の横引き配管の材質は規制しない。

●省令第13条区画、条例第43条第1項第2号区画等



●省令第30条の2区画等



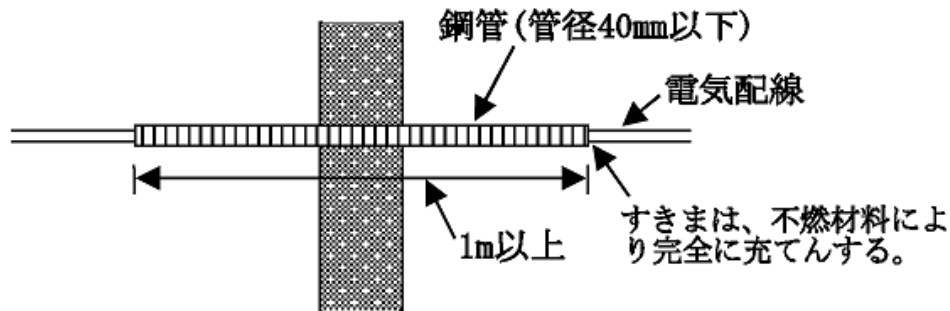
ウ 以下に示す鋼管等。

- (7) JISG3442 (水配管用垂鉛めっき鋼管)
- (4) JISG3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (5) JISG3452 (配管用炭素鋼管)
- (3) JISG3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (6) JISG3459 (配管用ステンレス鋼管)

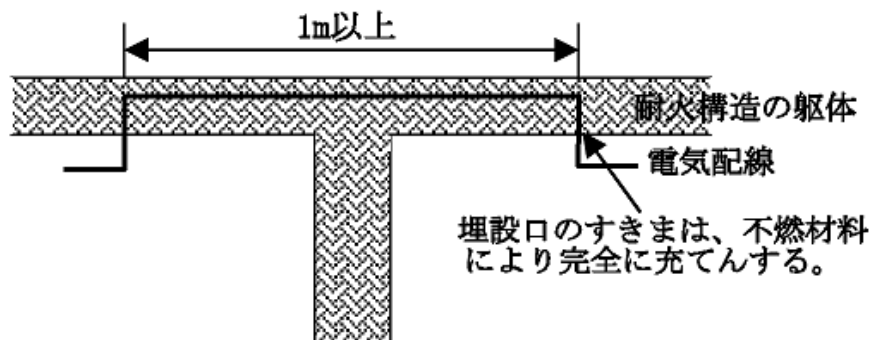
- (i) JISG5525 (排水用鋳鉄管)
  - (ii) 日本水道協会規格 (以下、「JWWA」という。) K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
  - (iii) JWWAK132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
  - (iv) JWWAK140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
  - (v) 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- 管)
- (vi) WSP032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
  - (vii) WSP039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
  - (viii) WSP042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
  - (ix) WSP054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

エ 電気配線(電話ケーブル、アンテナ線等を含む。)は次の施工方法による。

- (1) 区画貫通部を介し1m以上の部分を鋼管(管径40mm以下に限る。)とし、鋼管と配線のすきまは、不燃材料で完全に充てんする。



- (2) 区画貫通部を介し1m以上耐火構造の躯体内に埋設し、埋設口のすきまは、不燃材料で完全に充てんする。



- (3) 区画貫通部分を国土交通大臣認定工法により施工する。

※国土交通大臣認定工法の耐火性能時間は、建基政令第107条第1号にて要求される時間以上とする。

オ 鋼管のガス管。

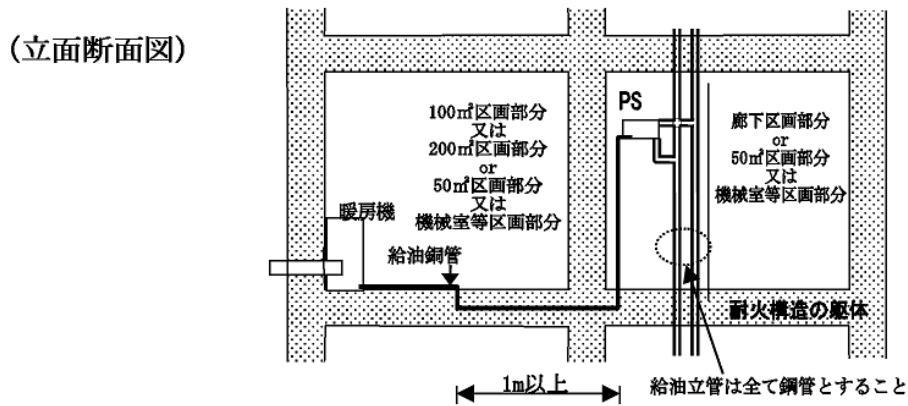
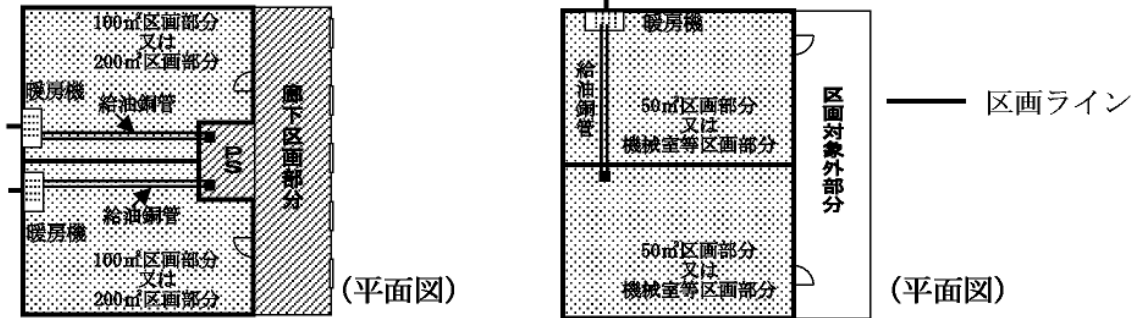
カ 給油管については、鋼管による。

ただし、銅管を使用する場合は耐火構造の躯体内に埋設施工するものとする。

また、省令第13条区画等を貫通する給油管の区画貫通配管及び貫通処理については、次の施工方法によることとする。

- (1) 区画を貫通する立管は全て鋼管とし、区画を貫通する銅管の横引き配管については区画貫通部を介し1m以上耐火構造の躯体内に埋設施工すること。

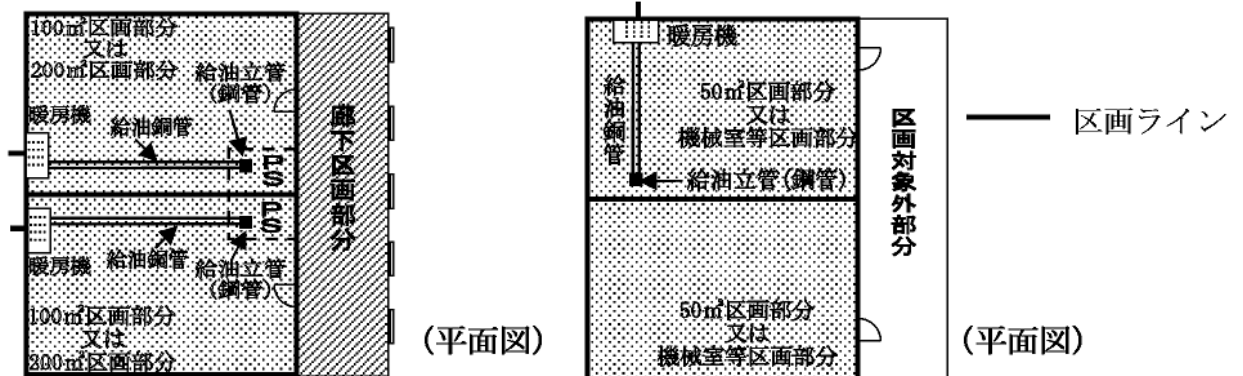
●省令第13条区画、条例第43条第1項第2号区画等 ●省令第30条の2区画等



※銅管の埋設口のすきまは不燃材料及び鋼管の区画貫通部のすきまはモルタルにより完全に充てんすること。

- (1) 下図のように区画内に鋼管の立管が施工される場合は、区画内の横引き配管の施工は規制しない。

●省令第13条区画、条例第43条第1項第2号区画等 ●省令第30条の2区画等

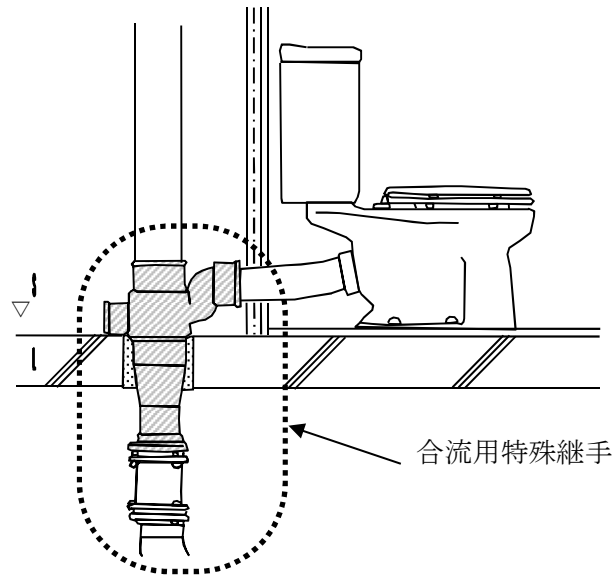


キ 耐火二層管

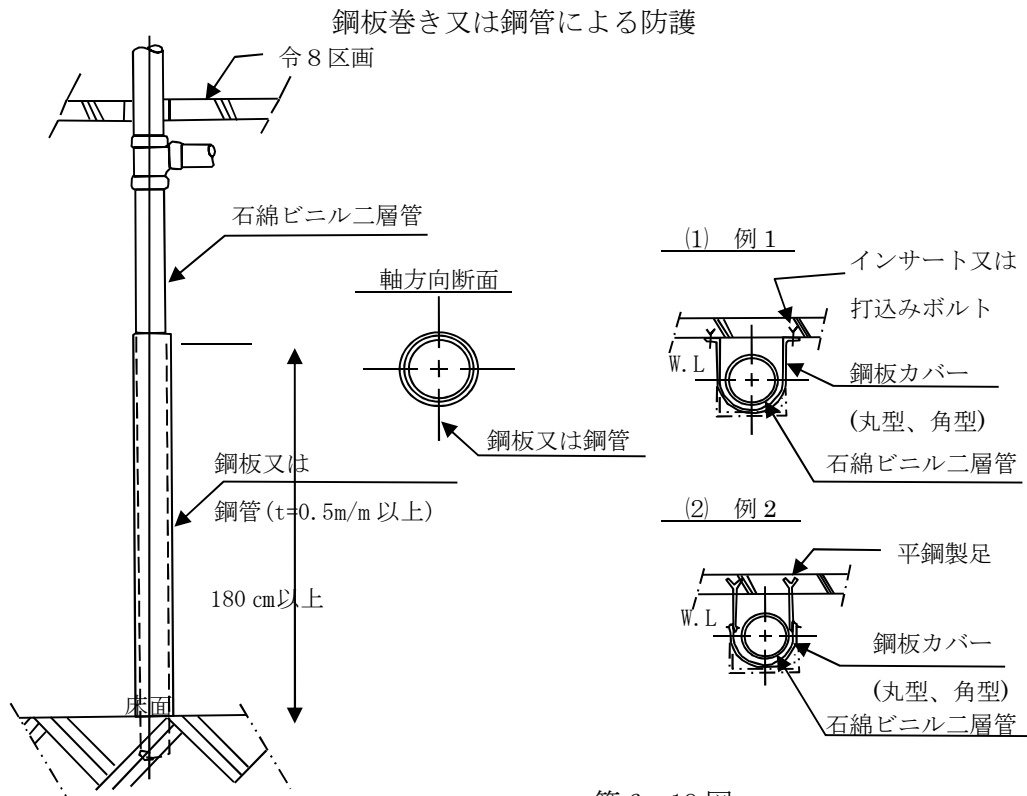
(1) 性能評定を受けた耐火二層管に使用する分岐継手として、次の継手の使用を認めることとする。

なお、継手接続部の目地施工については、耐火二層管の性能評定による目地施工を準用することとする。

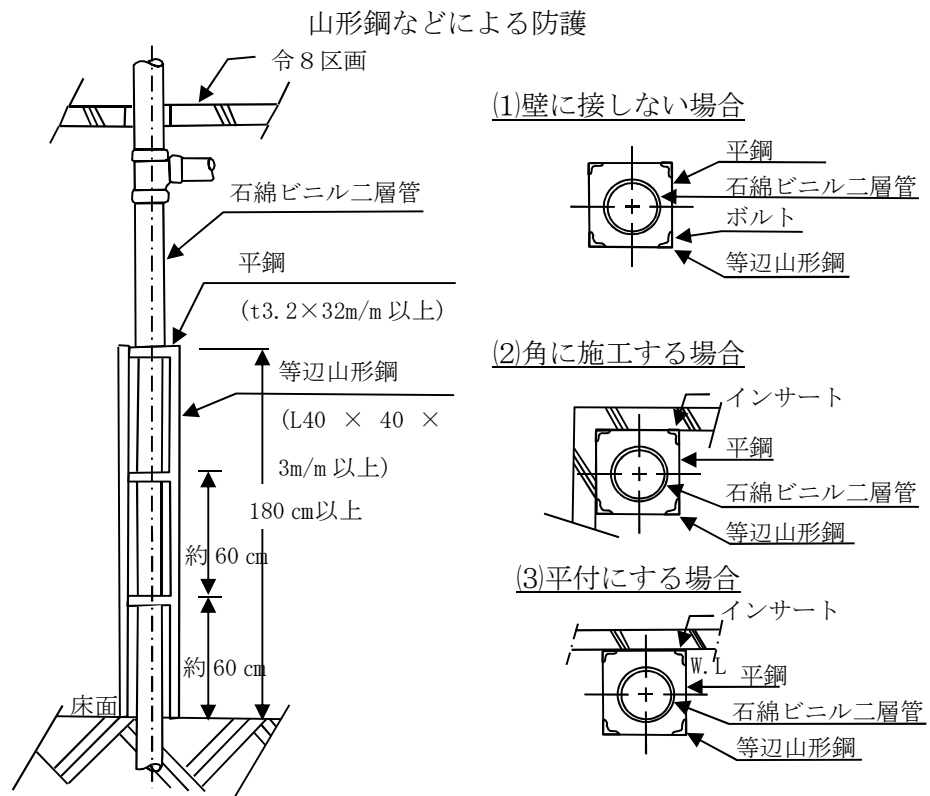
- a 継手種別 合流用特殊継手（通称は排水集合管またはソベント継手という。）
- b 継手材質 鋳鉄又は鋼板製等



(4) 性能評定を受けた耐火二層管を室内に露出して施工する場合は配管に対する衝撃を受けない措置として、次の防護措置を講ずること。



第6-19図

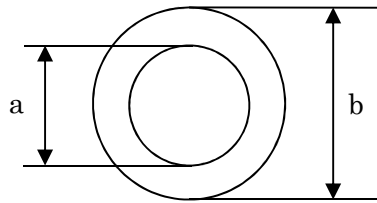


ク ア～キのほか、「令8区画貫通配管等」又は「共住区画貫通配管等」として性能評定を受けたもの。

(2) 配管及び貫通部

ア 省令第 13 条区画等を貫通する給水管、排水管及びこれらに付随する通気管、空調用冷温水管、冷媒管、暖房用温水管及び給湯管、ガス管、給油管の一の配管は、呼び径 200 mm 以下のものであること。

<省令第 13 条区画等に設ける穴と配管>



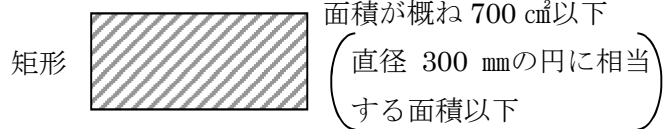
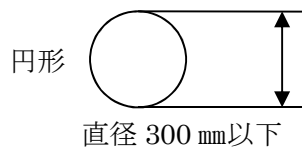
a : 配管直径 200 mm 以下

b : 穴の直径 300 mm 以下

イ 配管を貫通させるために省令第 13 条区画等に設ける穴が直径 300 mm 以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径 300 mm の円に相当する面積（概ね 700 cm<sup>2</sup>）以下であること。（第 7-19 図参照）

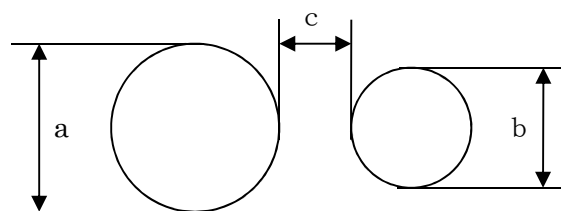
<省令第 13 条区画等に設ける貫通のための穴>



ウ 配管を貫通させるために省令第 13 条区画等に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200 mm 以下の場合にあつては 200 mm）以上であること。

ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の壁又は床にあつては、この限りでない。

<省令第 13 条区画等に設ける貫通のための穴相互の離隔距離>



a : 穴の直径 300 mm 以下

b : 穴の直径 300 mm 以下

c : 穴相互の離隔距離

c は、次の条件を満たすこと。

- $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$
- $c \geq 200 \text{ mm}$

エ 配管及び貫通部は、一体で、当該貫通する区画に求められる耐火性能を有するものであること。

オ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するよう施工すること。

カ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当

該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

キ 配管及び貫通部の取扱いは、次のいずれかによるものは上記と同等として取り扱って差し支えないものであること。

- (1) 配管は建基政令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋めたもの。
- (4) 建基政令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号ハ（防火区画貫通部の遮炎性能時間にあっては 1 時間に限る。）に適合したもの。